

# 養護老人ホームと契約入所

～措置施設における契約入所が果たす役割・可能性について～

法人・事業所名

社会福祉法人貞徳会 明範荘養護老人ホーム

職種・発表者

生活相談員／大畑勇樹・介護主任／伊藤知子

## 01 取り組んだ課題

- 令和元年の養護契約入所促進通知（厚労省）がきっかけ。県内だけでなく、全国的に措置依頼が減少する中でも、社会のセーフティネットとしての役割を果たしていくことは変わらず求められており、そんな時代が変化する中で、養護の利活用の一つになると考えたため。
- 特定施設のある当施設に合わせた契約入所の形の検討・受け入れ態勢の確立を取組課題とした。

## 02 具体的な取り組み

- 契約入所について養護施設との情報交換  
老施協主催の養護老人ホーム運営委員会にて、参加18施設（養護）のうち体制を整えている施設を調査。該当施設に対し、現状や受入実績、料金体系、課題などの聞き取りを行った。
- 料金体系の確立  
利用料金の設定は任意となっている。  
措置費相当額、生活保護における基準額、生活管理指導短期宿泊事業、緊急一時隔離（やむ措置）の費用などさまざまな料金体系を参照し、当養護にとって適切な料金設定を目指す。
- 対象者・運用の想定  
契約入所促進通知では対象者を「居住に課題を抱えるもの」としており、範囲は低所得者、被災者、高齢者、障害者など多義に渡る。事業所や行政から入る福祉相談、地域の実情を踏まえ、当施設での契約入所の対象者や運用方法の道筋をつけていく。
- 契約書作成  
上記内容を基にした契約書・重要事項説明書の作成

## 03 活動の成果と評価

- 措置費相当にて料金体系を設定（収入に応じた利用者軽減も作成）。措置費39階層以上、いわゆる一定の収入があるため最終的に措置判断に至らなかったケース、平成27年頃より取りざたされた8050問題（現9060問題）における、障害を持つ高齢化した子供など、契約入所にて受け入れできる体制を整えた。
- 契約書・重要事項説明書を作成した。  
取り組みを通し、契約入所の体制は、当養護の役割を広げ、地域社会における新たな「セーフティネット」になりうると考える。

## 04 今後の課題

養護老人ホームの契約入所は周知浸透されていない現状。故にローカルルール（行政による措置より契約の推進など）が懸念されるため、措置制度の活用が前提となることの周知（措置入所が必要な方に支障を及ぼさない配慮）が求められる。

※参考資料

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の推進について 厚労省通知  
養護老人ホームの現状や課題及び契約入所に関するQ&A 老施協  
養護老人ホームの契約入所に関する事例等参考集 老施協  
令和5年度 養護老人ホーム 被措置者数等調査結果 老施協



# 養護老人ホームと 契約入所

措置施設における契約入所が果たす  
役割・可能性について

**社会福祉法人 貞徳会**

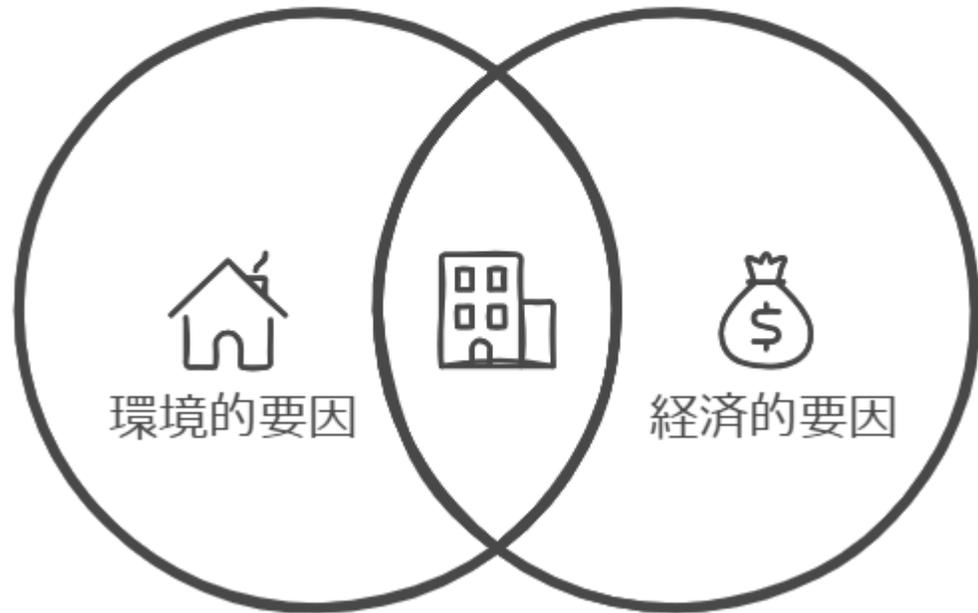
**明範荘養護老人ホーム**

生活相談員 大畑勇樹

介護主任 伊藤知子

# 明範荘養護老人ホームについて

## 養護老人ホーム



## 特定施設入居者生活介護

**個別の介護計画**  
入居者のニーズに応じた計画を作成。

**24時間の介護サポート**  
介護員が24時間体制で支援。

# 養護老人ホームの役割

**社会的活動**  
社会的交流とレクリエーションを促進



**住居**  
安全で快適な住環境の提供

**医療**  
定期的な健康管理

**食事**  
栄養バランスの取れた食事を提供

## 養護老人ホームの入所



### 市区町村の相談機関に相談

入所希望者は市区町村（福祉課）に相談。



### 住所地の市町村に申し込む

必要な書類を提出して住所地の市町村に申し込みます。



### 入所判定委員会で審査

訪問調査などを経て「入所判定委員会」が開催。審査を通して決定を下します。



### 養護老人ホームに連絡

市区町村が養護老人ホームに連絡して入居を通知します。

## 契約入所について



ホーム定員の20%以内  
において受入可能



入所者・施設との直接契約

都道府県  
各 指定都市 養護老人ホーム担当部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

## 養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

### 1. 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。

#### （1）対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
  - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
  - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
  - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

#### （2）範囲

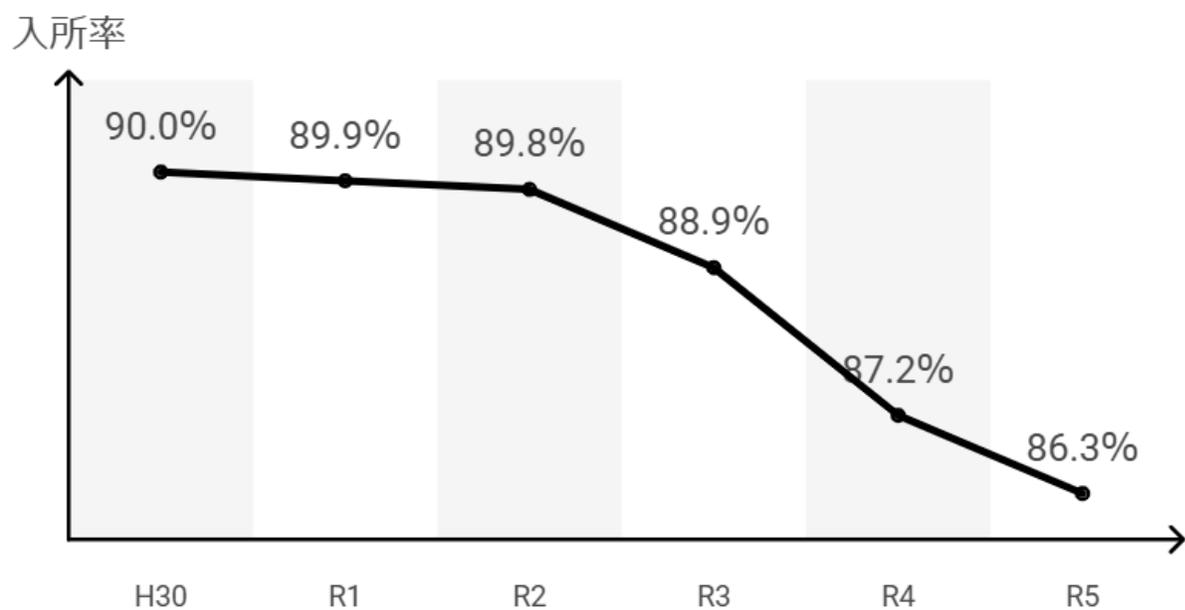
定員の20%の範囲内

#### （3）財産処分の取扱い

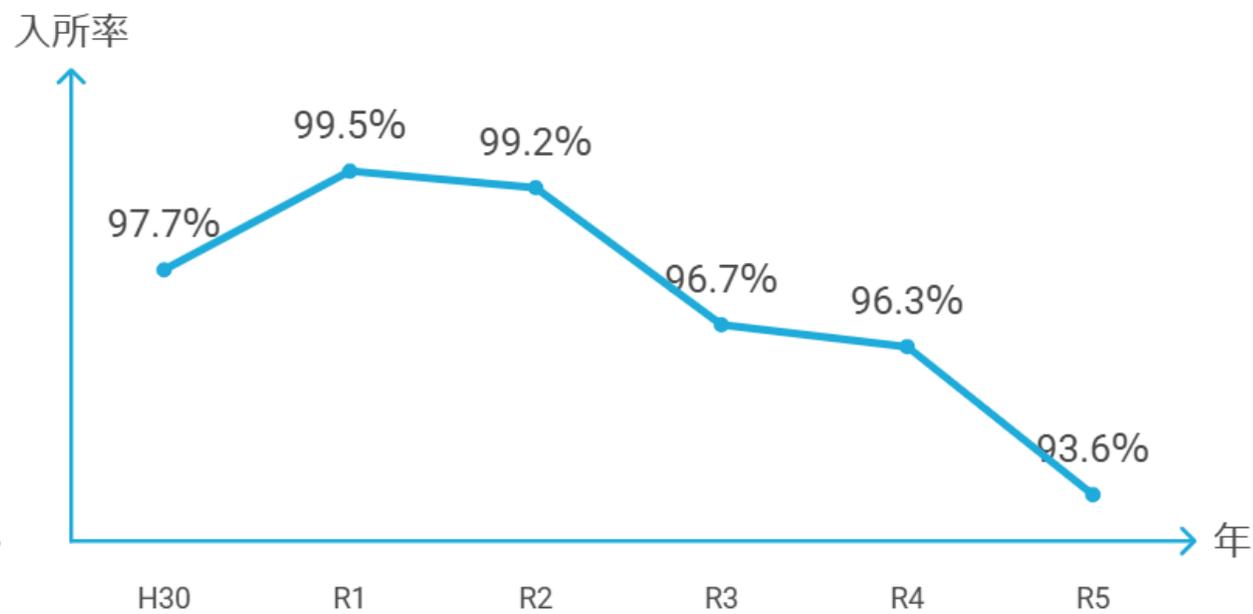
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したのではないことから、財産処分に該当しないものである。

## 全国市町村の措置状況（6ヶ年推移）

【全国】	H30	R01	R02	R03	R04	R05
回答率(%)	93.7%	95.5%	87.2%	93.5%	85.1%	87.7%
施設数	952	951	947	940	934	921
回答施設数	893	908	826	879	795	808
平均入所率(%)	90.0%	89.9%	89.8%	88.9%	87.2%	86.3%



全国 養護老人ホームの平均入所率（6カ年推移）



明範荘養護老人ホームの平均入所率（%）

# 契約入所 体制確立におけるプロセス

## 情報交換

他の養護老人ホーム  
との情報交換。



## 対象者の選定

受入利用者の明確化  
運用方法の検討



## 料金体系

明確な料金体系の確  
立。



## 契約書作成

契約書・重要事項説  
明書の作成





養護老人ホーム運営委員会にて  
18 養護施設を対象に情報交換を実施



契約入所  
体制の有無



体制あり

7 施設



体制なし

11 施設



受け入れ  
実績あり

6 施設



受け入れ  
実績なし

1 施設



生活所在なく  
年金多額で措置  
非該当となる  
ケース



生まれ故郷で暮ら  
したいケース



民生委員からの相談  
発達障害があり収入多  
額のケース



認知症あり  
自宅が猫屋敷  
高収入のケース

# 契約入所の課題



## 料金設定の問題

料金設定によっては、措置費と比較し収入減につながる可能性がある。



## 契約解除

本人申し出の契約解除が可能。退所後のリスクがわかっているにもかかわらず止められない。



## 行政相談

措置とは異なり、すぐに行政への相談が難しい。



## 判断能力の低下

契約後、判断能力の低下や認知症が現れ意思決定が困難になる。



## 行政の認識

措置を前提にせず、施設に契約を進める話ができたことがある。

# 契約入所 対象者

「居住に課題を抱えるもの」



## 対象者・運用方法の想定



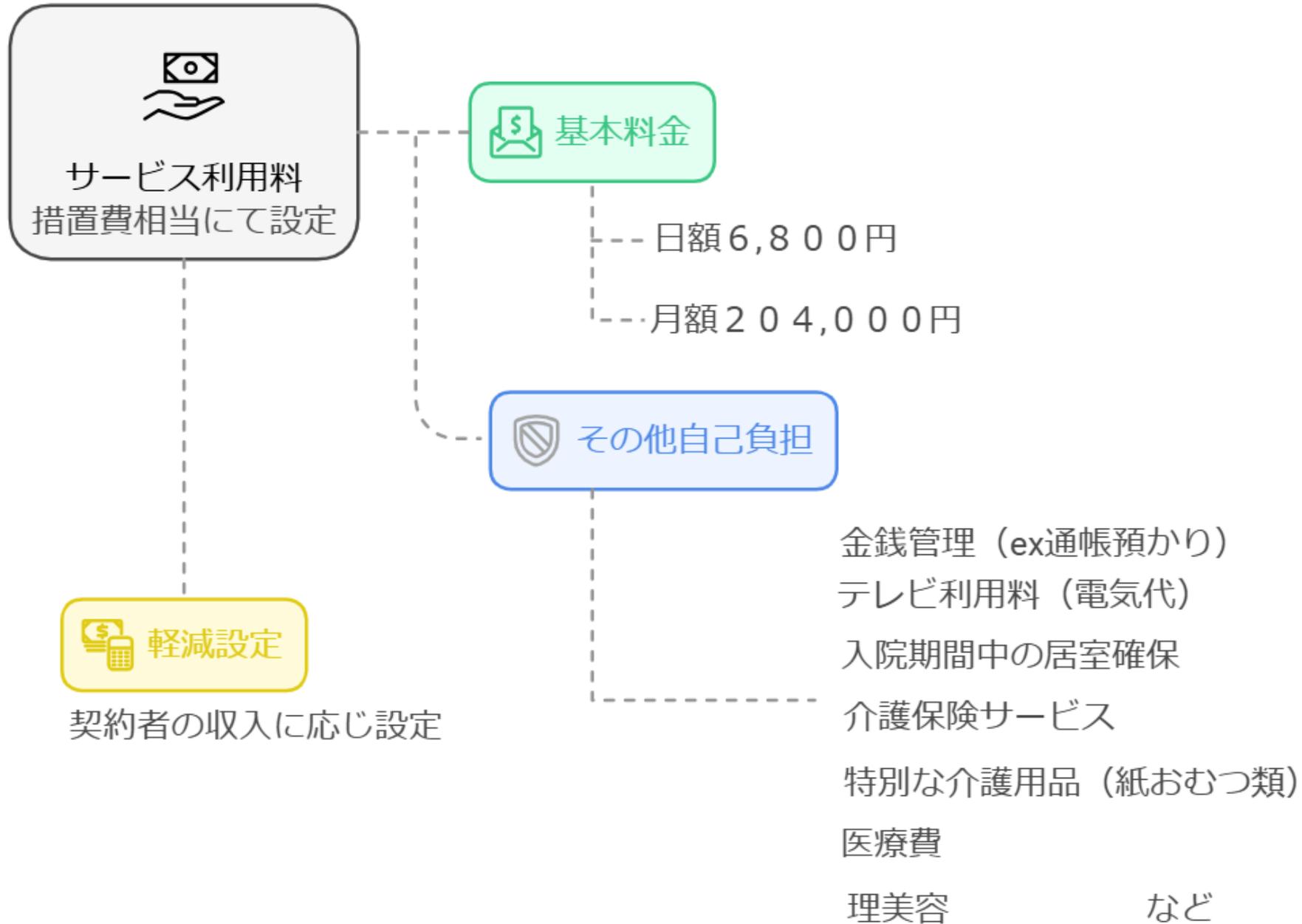
高齢者・障害者



一時的な受け入れ

措置非該当（高収入含）  
8050問題（高齢化した障害者）

# サービス利用料金の設定



養護老人ホーム契約入所における

利用料一覧

対象収入による階層区分			
	月	年	算定後月額
1	130,000 円	1,560,000 円	117,000 円
2	135,000 円	1,620,000 円	121,500 円
3	140,000 円	1,680,000 円	126,000 円
4	145,000 円	1,740,000 円	130,500 円
5	150,000 円	1,800,000 円	135,500 円
6	155,000 円	1,860,000 円	139,500 円
7	160,000 円	1,920,000 円	144,000 円
8	165,000 円	1,980,000 円	148,500 円
9	170,000 円	2,040,000 円	153,000 円
10	175,000 円	2,100,000 円	157,500 円
11	180,000 円	2,160,000 円	162,000 円
12	185,000 円	2,220,000 円	166,500 円
13	190,000 円	2,280,000 円	171,000 円
14	195,000 円	2,340,000 円	175,500 円
15	200,000 円	2,400,000 円	180,000 円
16	200,000 円以上	2,400,000 円以上	204,000 円

150 万超過額 × 0.9 ÷ 12 月

日割り計算の場合は小数点以下四捨五入にて計算

対象収入については、前年度収入から社会保険料（介護保険、医療保険など）、医療費などの必要経費を差し引いた金額となります。

ご希望される方は源泉徴収票や年金振込先の通帳など収入がわかるものをご提示ください。

## 収入に基づく料金設定



収入 150 万未満  
⇒措置対象



収入 240 万以上  
⇒措置費相当



収入 150 万以上 240 万未満  
収入による階層区分を設定

# 契約書の項目

## 契約目的

契約の目的に関する項目。

## 契約期間

契約の有効期間に関する項目。

## 支援サービス

提供される支援及びサービスに関する項目。

## 運営規定

運営規程の遵守に関する項目。

## サービス利用料金

サービス利用料金の支払いに関する項目です。

## 居室異動

利用者が居室に移る場合の条件についての項目。

## 事業者義務

事業者及びサービス提供職員の義務に関する項目。

## 守秘義務

守秘義務に関する項目。

## 身元保証人

身元保証人に関する項目。

## 注意義務

利用者の事業所利用上の注意義務に関する項目。

## 禁止行為

利用者の禁止行為に関する項目です。

## 賠償責任

損害賠償に関する項目です。

## 重要事項説明書の項目

### 利用施設

施設の概要。

### 居室等の概要

居室や関連エリアの  
説明。

### 職員体制

職員の構成に関する  
情報。

### サービスの内容

提供されるサービス  
の詳細。

### 緊急時の対応

緊急事態に対する手  
続き。

### 事故発生時の対 応について

事故の取り扱いに関  
するガイドライン。

### 身体拘束の禁止

身体拘束の禁止に関  
する方針。

### サービス内容に 関する相談・苦 情の窓口

サービスに関する問  
い合わせや苦情の窓  
口。

### 福祉サービス第 三者評価事業の 評価について

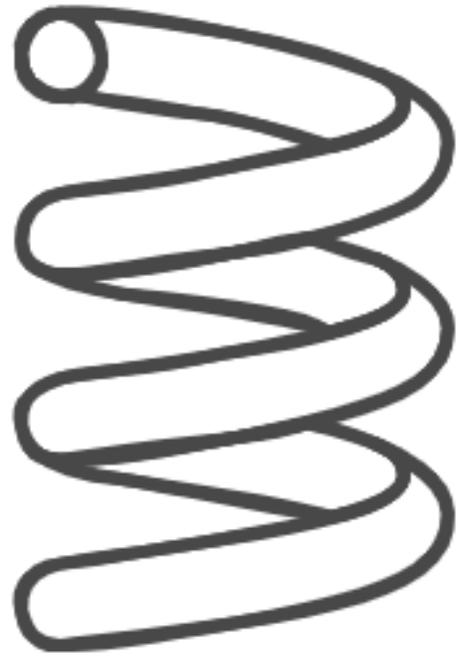
### 非常災害時の対 策

防災対策や設備につ  
いて。

### 協議事項

契約以外の内容に関  
する協議事項につい  
て。

## 活動の成果と評価



料金体系の設定



受入対象者の選定

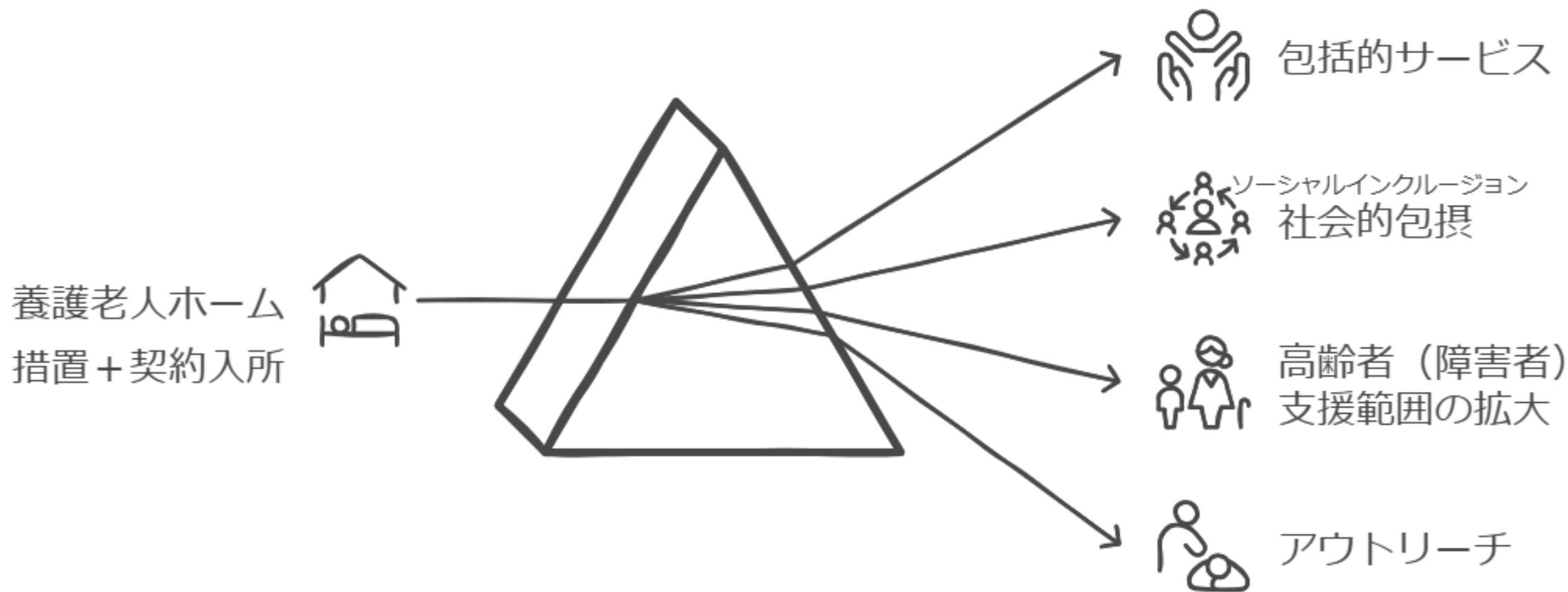


契約書の作成



契約入所  
受入体制の確立

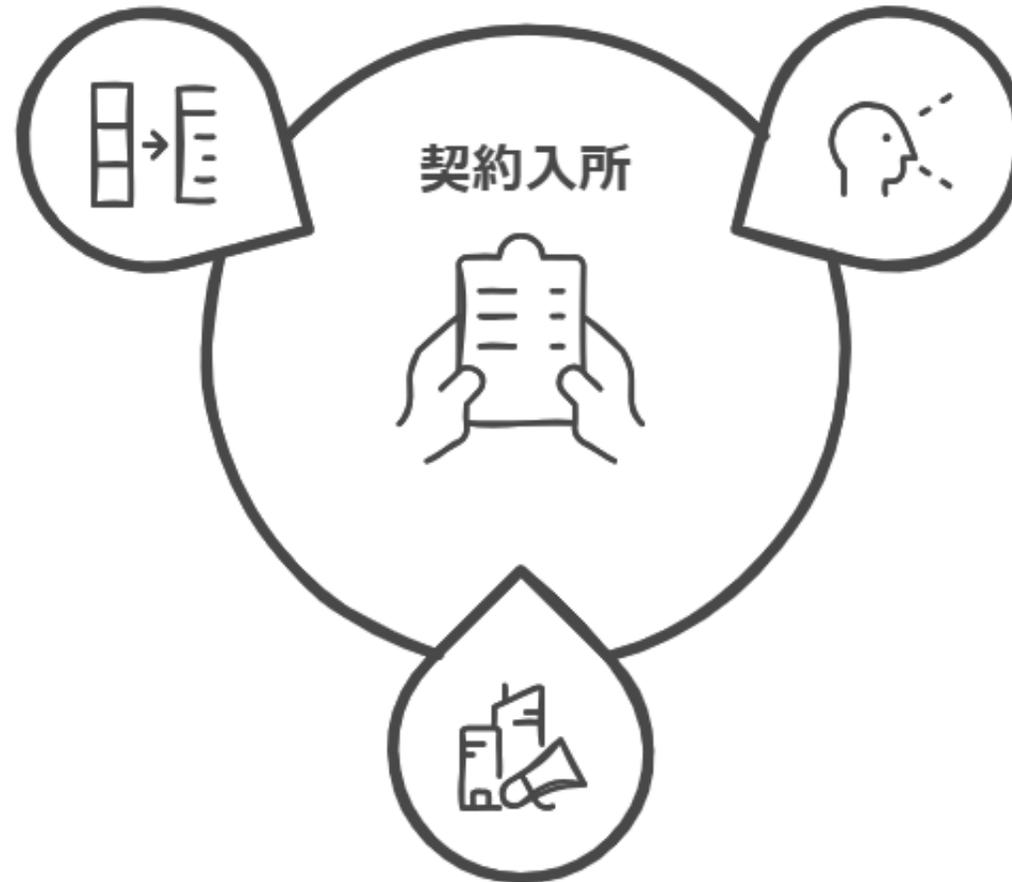
## 地域社会のセーフティネットとしての役割の拡大



# 今後の課題

## 措置制度が前提

やはり措置制度  
が前提となる



## 認知度

養護老人ホームの契約  
入所は周知浸透されて  
いない現状である

## 行政の認識

措置ではなく  
契約推進の懸念。

